

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和 6年 9月 19日

益田市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同法第8条第4項において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				吉田	無	R4 ～ R8	下本郷みどりネット
○				高津	無	R3 ～ R7	高津川左岸地区農地水運営委員会
○				二条	無	R4 ～ R8	横尾衛門の郷
○				小野	無	R3 ～ R7	戸田地域資源保全会
○				高城	無	R4 ～ R8	柿原環境保全向上会
○				美濃	無	R4 ～ R8	チームJKR
○				中西	無	R4 ～ R8	内田共栄会
○				都茂	無	R2 ～ R6	小田又地域保全会
				以下余白			
						～	
						～	
						～	